# 記載例

(第1面) 産業廃棄物収集運搬業許可申請書 令和 年 月 日 栃木県知事 様 登記事項証明書の 記載どおりに記入 申請者 **=** 320−8501 住 所 栃木県宇都宮市塙田1丁目1番20号 ■積替え保管を「含む」又は「除く」の記載 氏 名 栃木県庁運送 株式会社 ■取り扱う産業廃棄物の種類については、(産廃 代表取締役 栃木 太郎 別表)を使用して記載すると簡便です。 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 028 (623) 3154 028 (623) 3113 FAX廃棄物の処理及び清掃に関する 第14条第1項の規定により、産業廃棄物収集運搬業の許可を 受けたいので、関係書類及び図面を えて申請します。 事業の範囲(取り扱う産業廃棄物 \*積替えを除く の種類(当該産業廃棄物に石綿含 \*取り扱う産業廃棄物の種類:別表のとおり 有産業廃棄物が含まれる場合は、 その旨を含む。) 及び積替え又は 保管を行うかどうかを明らかに すること。) 事務所 栃木県宇都宮市塙田1丁目1番20号 電話番号028 (623) 3154 事務所及び事業場の所在地 事業場 栃木県宇都宮市塙田1丁目100番地、101番地 \*駐車場の地番全てを記入 電話番号028(623)3107 事業の用に供する施設の種類及 \*運搬車両〇台 び数量 \*フレコンバッグ〇袋 車種ごとに区分せず \*蓋つきドラム缶〇本 合計台数の記載で可 \*オープンドラム缶〇本 \*車両と運搬容器について記入 積替え又は保管を行う場合には、 積替え又は保管を行うすべての**なし** 場所の所在地及び面積並びに当 該場所ごとにそれぞれ積替え又 は保管を行う産業廃棄物の種類 (当該産業廃棄物に石綿含有産 業廃棄物が含まれる場合は、その 旨を含む。)、積替えのための保管 上限及び積み上げることができ る高さ **※** 務 事 処 理 欄

(第2面)

宇都宮市の許可を 都道府県・市区名 許可番号(申請中の場合に 有する場合は、申請 既に処理業の許可(他の都 時点で有効な宇都 茨城県 00800\*\*\*\*\* 道府県のものを含む。)を 宮市の許可証の写 群馬県 01000\*\*\*\* 有している場合はその許 しを必ず添付 可番号(申請中の場合に 08410\*\*\*\* 宇都宮市 は、申請年月日) 埼玉県 申請中(令和〇〇年〇月〇日申請) 申請者(個人である場合) (ふりがな) 本籍 申請中の場合には 生年月日 氏 住所(ふりがな 申請年月日を記入 (法人である場合) 登記事項証明書の (ふりがな) 記載どおりに記入 (S 1) 住 栃木県宇都宮市塙田1丁目1番20号 栃木県 庁 運送株式会社 法定代理人(申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合) (個人である場合) (ふりがな) 本 籍 生年月日 氏 名 住 (法人である場合) (ふりがな) 住 所 名 称 役員 (法定代理人が法人である場合) (ふりがな) 生年月日 本 籍 氏 名 | 役職名・呼称 住 所 住民票の記載どおりに記入 (正) 宇都宮市塙田1丁目1番20号 (誤) 宇都宮市塙田 1-1-20 役員(申請者が法人である場合) 生年月日 (ふりがな) 氏 役職名・呼称 所 住 栃木県宇都宮市塙田1丁目1番20号 昭和 35 年 2 月 29 日 とちぎ たろう **栃木 太郎** 栃木県宇都宮市塙田1丁目1番20号 代表取締役 昭和37年1月1日 岡山県岡山市岡山町2番地 栃木 次郎 取締役 栃木県足利市真砂町1番地1 昭和38年12月31日 栃木県宇都宮市塙田1丁目1番20号 とちぎ はなこ **栃木 花子** 栃木県宇都宮市塙田1丁目1番20号 取締役 昭和33年3月3日 高知県四万十市四万十町3番地 栃木 三郎 監査役 東京都新宿区市谷4444番地4

発行済株式総数の 100 分の 5 以上の株式を有する株主又は出資の額の 100 分の 5 以上の額に相当する 出資をしている者(申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき)

発行済相   数	株式の総	1,	000 株	出資の額	1,000万円
	がな) は名称	生年月日	保有する株式の数 又は出資の金額 割 合		籍 所
とちぎ <b>栃木</b>		昭和 35 年 2 月 29 日	500 株 50%		『宮市塙田1丁目1番20号 『宮市塙田1丁目1番20号
<sub>あんそく</sub> 安足	1- <u>6-</u> C	昭和 55 年 5 月 5 日	300 株 30%		市真砂町1番地1  市青森町5555番地5
かぶしきがい株式会あんそくしょう安足商	しゃ <b>社</b> うかい <b>会</b>	代表取締役	200 株	栃木県宇都	邓宮市塙田4丁目1番地
		法人にあって記載の代表者の	は、登記事項証明書 名を記入	法人にあった。記載どおり	っては、住所を登記事項証明書の に記入
第6条の	10 に規定		         申請者に当該使用 <i> </i> 		
(ふり	がな)	生年月日	∃	本	籍
氏	名名	L		住	所
,	名	役職名・呼和			
,	名	役職名・呼和	<b></b>		

- 1 ※欄は記入しないこと。
- 2 「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」までの各欄については、該当する すべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載 して、その書面を添付すること。
- 3 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準じる者 をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行す る社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 4 都道府県知事が定める部数を提出すること。

## ※手数料欄

\*栃木県収入証紙は受付時に貼付してください。 (郵送のよる申請の場合は、申請書第1面の裏面に貼付してください。)

## [収運業] (産廃別表)

# 産業廃棄物収集運搬業における事業の範囲

No.	取り扱う産業廃棄物の種類	取扱い の有無	石綿含有 産業廃棄 物	水銀使用 製品産業 廃棄物	水銀含有 ばいじん 等
1	燃え殻				
2	汚泥				
3	廃油				
4	廃酸				
5	廃アルカリ				_
6	廃プラスチック類	$\circ$	0	0	
7	紙くず	$\circ$			
8	木くず	$\circ$			
9	繊維くず	$\circ$			
10	動植物性残さ				
11	動物系固形不要物				
12	ゴムくず	$\circ$			
13	金属くず	$\circ$		$\circ$	
14	ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず	$\circ$	0	0	
15	鉱さい				
16	がれき類	$\circ$	0		
17	動物のふん尿				
18	動物の死体				
19	ばいじん				
20	政令第13号廃棄物				

## ≪記載方法≫

#### 【新規申請・更新申請の場合】

- ・取り扱う産業廃棄物の種類について、「取扱いの有無」欄に○印を付けてください。
- ・石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を取り扱う場合には、 該当箇所に○印を付けてください。

## 【変更許可申請の場合】

- ・「取扱いの有無」欄に、既に許可を取得している産業廃棄物には◎印を付け、今回の申請で 追加するものに○印を付けてください。
- ・石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等についても同様に、 既に許可を取得しているものに◎印を、今回の申請で追加するものに○印を付けてください。
- (注) 斜線になっている産業廃棄物の取扱いがある場合には、具体的な製品名、排出事業場等について、『様式第6号の2(第1面)事業計画の概要を記載した書類』の「2. 取り扱う産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)の種類及び運搬量等」欄に記載してください。

(内容を説明する書類等の提出を求める場合があります。)